

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

相互巡視で改善点を指摘

担当工区越えて注意事項共有

西武鉄道新宿線 連続立体交差事業

特集Ⅱ

掃除から始める職場改善

職長会中心に「環境整備活動」

旭建設

ニュース

安全対策確認表の普及へ

国交省検討会 安衛経費で実効性ある施策

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

2020

1/15

No.2346

■ 災害のあらまし ■

営業社員A（38歳）は、いつものように営業先に直行するため自宅を出たところ、前日の雨で濡れていた路面で足を滑らせ転倒、右足を骨折した。Aは、飲食店のインターネット広告の営業を担当。特定の顧客や特定の地区を担当する営業ではなく、街を歩きながら見込み客を見つける営業で、いわゆる飛び込み型の営業を行っていた。

■ 判断 ■

Aの負傷は、業務中によるものであり、通勤災害ではなく、業務上による災害として判断された。

■ 解説 ■

災害の発生状況からすると、自宅を出て最初の営業先に向かう途中に起こった災害であるため、「通勤災害では？」と思う方も多いかもしれないが、直行直帰中の労災認定の場合、営業先が特定されているか否かで「業務災害」か「通勤災害」かで判断が分かれることがある。

行政通達（平 18.3.31 基発 0331042）によると、営業など外勤業務については「外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数カ所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所であり、最後の用務先が、業務終了の場所」とされ、よって、自宅を出てから最初の用務先までと、最後の用務先から自宅までは通勤途中とされる一方、特定区域が決まっておらず、無作為に毎日営業エリアを決めて飛び込み営業を行っているような場合（※特定区域が決まっておりその区域内でエリア営業をするスタイルでは

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険労務士 小泉事務所

所長 小泉 正典

第 306 回

ない場合)、出張と同じ考え方をし、自宅を出たところから自宅に戻ったところまでの間の全ての区間を業務中と捉え、災害が起こった場合は、業務災害として取り扱うことになるとしている。出張と同じ考え方というのは、行政通達(昭34.7.15基収第2980号)によると、「出張業務の遂行については、その用務の時間的、場所的な事情により、事業所に寄らないで自宅を出て用務を果たし、また自宅へ帰ることが是認されている場合には、自宅を出てから自宅へ戻るまでが出張途中、業務中にあるものと考えられる」とするということである。

今後の安全管理・労務管理のポイントとしては、今回のように日々営業マンの判断により様々なエリアで飛び込み営業をしている社員の場合は、社員が自宅を出てから帰宅するまでの間が全て業務災害の対象となるため、災害が発生した場合は、会社の管理責任が問われことがある。万が一、災害により社員が亡くなったり、重度の障害が残ったりした場合には、業務中ということもあり遺族や家族から多額の損害賠償を求められることもあり得る。会社としては、特定の顧客や特定の地区を担当する営業ではなく、飛び込み営業を行わせている社員の直行・直帰時には大きなリスクを背負っていることを認識しておく必要がある。

さて、今回の事例とは違うが、整理するために似た事例も含めて紹介しておこう。

今回のAとは違い、行政通達(平18.3.31基発0331042)でも解説したように営業社員が、特定区域を担当し、区域内にある顧客先を受け持って自宅との間を往復している場合の負傷は、業務災害ではなく、通勤災害となる。出張中は、自宅を出てから自宅に戻るまでが出張と認められ、順路の一部が通常の通勤経路と重複していたとして



も、出張日程、目的地などから負傷時刻、負傷場所などが妥当であれば、自宅を出てから自宅に戻るまで移動時間や宿泊中も含めた全行程が業務の遂行と認められ、業務上災害として判断されることになる。

念のために付け加えると、労災保険の対象となる業務上災害とは、災害の原因となった行為に「業務起因性」「業務遂行性」があることが要件となる。業務起因性は、事業主の支配下での業務(仕事)に起因して災害が発生したということであり、業務遂行性は、被災労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態のことを言う。外回り営業や出張は、事業主の包括的・個別的な命令によって特定の用務を果たすために、通常の勤務地を離れて用務地へ赴き、用務を果たして戻るまでの一連の過程を指す。そのため、外回り営業や出張の過程全般を業務行為と捉え、業務遂行性が伴うものとされるので、移動、食事、宿泊などの間も、何か災害が起きると業務上災害と判断される。しかし、外回り営業中や出張中の積極的な私用・私的行為・恣意的行為をしている間は、業務遂行性が失われているとして業務上災害とは認められない。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp